

岸和田市人事給与制度調査審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市人事給与制度調査審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、職員の人事及び給与に係る制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置く。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解職されるものとする。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（専門委員を除く。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会は、会長が必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議を行うことができる。この場合において、当該会議に必要な装置が設置された場所であって会長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。

- 4 審議会の議事は、出席した委員（専門委員を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

（事務局）

第8条 審議会の事務局は、総務部人事課に置く。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（会議招集の特例）

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されない場合にあっては、市長が会議を招集する。

（岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 岸和田市審議会等の委員の公募に関する条例施行規則（平成17年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中第31号を第32号とし、第20号から第30号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

（20）岸和田市人事給与制度調査審議会